

「平成 31 年度浄化槽整備事業の進捗状況評価に関する調査検討業務」に係る
浄化槽リノベーション推進検討会（第 3 回）
議事録（案）

1. 日時 令和元年 10 月 21 日（月）14:00～16:00

2. 場所 三菱総合研究所 4 階 大会議室 C

3. 出席者 別添参加者名簿の通り

4. 議題

（1）改正浄化槽法の施行に向けた対応方針（案）

（2）その他

5. 配布資料

議事次第

座席表

資料 1 改正浄化槽法の施行に向けた対応方針（案）

資料 2 特定既存単独処理浄化槽のチェックシート（案）[上田委員提出資料]

参考資料 浄化槽法の一部を改正する法律（要綱、法律、新旧対照表）

追加資料 意見書[奥田委員、建入委員提出資料]

6. 議事

（1）改正浄化槽法の施行に向けた対応方針（案）

- ・ 資料 1 と意見書（ご欠席の建入委員分）について環境省より説明、資料 2 について上田委員より説明があった。
- ・ 意見書（奥田委員分）について奥田委員より説明があった。

＜特定既存単独処理浄化槽について＞

○ 資料 1 「改正浄化槽法の施行に向けた対応方針（案）」について

- ・ 「旧構造基準の方式（全ばっき型、腐敗槽等）」とあるが、全ばっきに並べるのであれば腐敗槽でなく腐敗タンクが適当だろう。（国安委員）
- ・ 「地域住民の方々に除却等の必要性について周知していくこと」とあるが、「特定既存単独の使用者であることを周知する」ようなことのないよう、配慮が必要ではないか。（河村委員）
 - 文章を修正する。意図としては、特定既存単独処理浄化槽の措置や単独転換の必要性を住民に周知していくことである。（環境省）
- ・ 個人負担、とくに高齢者世帯や低所得者世帯などに対して特定既存単独処理浄化槽の除却指導がなされた場合へのケアなどについても何らかの方針の提示が必要ではないか。（河村委員）

○ 資料 2 「特定既存単独処理浄化槽のチェックシート（案）」について

- ・ 保守点検、清掃、法定検査時の担当者の安全性を配慮しているか。（眞柄座長）

- 「12 浄化槽上部」、「13 嵩上げ」は、十分な作業空間を確保できているかを示す項目であるため、配慮できているだろう。(国安委員)
- ・ BOD を指導勧告命令の要件とするのであれば、その採水方法や試験方法についても規定すべきではないか。また、汚泥についてもその流出を基準とするのであれば、汚泥の定義を明確にすべき。(眞柄座長)
- BOD に関しては放流水の透視度から推定する等している。汚泥については生物性の汚泥が放流先・放流口直前での付着や堆積が認められるか、等の観点で視認をして検査している。(国安委員)
- ・ 生活環境への影響は、悪臭に限らず、衛生害虫や騒音の発生可能性もあるため、「19 悪臭の発生状況」を「19 悪臭等の発生状況」に変更してほしい。(国安委員)
- ・ チェックシートの項目と浄化槽台帳項目の用語を統一すべき。(河村委員)
- ・ チェックシートでは、特定既存単独処理浄化槽そのものを判断した上で、除却命令、補修、経過観察のいずれかの措置が決まるだろう。構造上の問題であれば除却命令や補修の判断は容易だろうが、1 回の水質検査結果のみをもって除却命令を出すことはやや拙速に過ぎるのではないか。継続的なデータ記録管理の面からも、特定既存単独の判断視点と台帳項目を整合させておくことが望ましい。また、将来的には除却命令の解除が起こり得るのかどうか、という観点での整理も必要。(蛭江委員)
- ・ 特定既存単独処理浄化槽の判断基準は住民からしても納得できる客観性のあるものとすべきと考える。(上田委員)
- ・ 自宅の浄化槽が特定既存単独処理浄化槽の対象外となった場合に、浄化槽管理者が単独処理浄化槽を使い続けてよいと誤解しないよう留意すべき。(奥田委員)
- ご指摘の通り、単独転換の必要性も引き続き周知する。(環境省)
- ・ 水質を特定の根拠とした場合、一時的に人員が増えて水質が悪化した等と浄化槽管理者が弁解をするなどして、特定既存単独処理浄化槽の措置が取れなくなる可能性はないか。(奥田委員)
- 保守点検記録表と検査結果を併せて見ることで浄化槽の使用履歴が分かるため、浄化槽管理者に対して適切な指摘が可能だろう。(国安委員)
- 地域によって保守点検の頻度やタイミングは異なるため、記録票の継続性を根拠にできないケースもあるだろう。また現状の検査員の所掌事務として、検査の実施は含まれるが、特定既存単独処理浄化槽の適切な措置までは含まれていないだろう。類似する規程の前例などをもとに、どのような設計とすべきかパブリックコメントの前に整理しておくべき。(眞柄座長)

< 浄化槽処理促進区域について >

- ・ 市町村が浄化槽処理促進区域を指定するメリットを明確化することや、補助制度の柔軟な対応が望まれる。(建入委員 (意見書))

- 予算編成の中で政府において検討している事項でもあり、この検討会の検討事項に含めず、ご意見として承り環境省で対応を検討したい。(環境省)
- ・ 浄化槽処理促進区域の概念の説明のうちに浄化槽の「特徴」とあるが、過去の文書等と統一して「特長」とするとよい。(国安委員)
- ・ 社会的条件の内容として、ハザードマップや立地適正化計画についても考慮すべき。(国安委員)
- 頂いた内容は必ずしも浄化槽の整備すべき区域とは限らないと考えるが、社会的条件に、土地利用を考慮した表現を追記する。(環境省)
- ・ 上位計画との整合や調整を考えた場合、都道府県構想で浄化槽整備区域が見直された際に、浄化槽処理促進区域を見直すことは起こり得るのか。(河村委員)
- 千葉県では、都道府県構想を見直す際に、都道府県の担当部局が各市町村にヒアリングを実施して整合性を図っているため、問題ないだろう。(江利角委員)

<公共浄化槽について>

- ・ 処理促進区域内の単独処理浄化槽や汲み取り式便所の設置者からの同意が得られない場合の対応については現状維持とするのか。(建入委員（意見書）)
- 各戸設置型浄化槽の場合、住民の同意が得られなければ浄化槽を設置できない。共同浄化槽の場合においても、接続する各戸の同意が必要。(環境省)
- ・ 共同浄化槽の定義を定めるべき。(河村委員)
- 改正法上での定義はない。各戸設置型浄化槽は「1戸1基の浄化槽を設置」、共同浄化槽は「複数戸の家屋の汚水を1基の浄化槽で処理するもの」と定義したため、これらの内容を周知する。(環境省)
- ・ 汚水処理料金としての他事業との公平性や整合についても配慮すべきだろう。また、浄化槽の設置だけでなく維持管理に PFI 等の民間活用をするのがよいのではないか。(奥田委員)
- 浄化槽の設置のみならず維持管理を含めた民間活用を進めていきたい。また、公営企業会計の適用を進めるために、地方公共団体に周知していく。(環境省)
- 公共浄化槽の保守点検、清掃、法定検査に係る費用を浄化槽の使用料として徴収するののかについても検討すべき。(眞柄座長)
- 維持管理も含めた適切な原価を使用料で徴収するように求めていく。(環境省)
- ・ すでに市町村設置型浄化槽を導入している場合の扱いをどうするのか。(眞柄座長)
- 新たな設置計画を作成する必要はない。一方で、当該エリアを浄化槽処理促進区域に指定した場合、みなし公共浄化槽という位置づけで公共浄化槽の各種規定が適用される。(環境省)

<使用の休止の届出について>

- ・ 意見なし

<浄化槽台帳整備について>

- ・ システム構築上、情報の機密性確保についての整理が必要。(建入委員(意見書))
 - 個人情報保護の観点を考慮しつつ、委託の取扱い等の運用について地方公共団体に周知していきたい。(環境省)
- ・ 法施行後に台帳整備を開始する際、開始年度からの台帳を作成するのか、あるいは数年分を遡って作成するのか。また、浄化槽の整備・維持管理に係る諸機関とのデータ連携ができるように配慮すべき。(奥田委員)
 - 台帳既整備の場合については過去からのものを引き続き運用する想定である。台帳未整備の都道府県は、開始年度時点で情報を収集して台帳を作成する想定である。(環境省)
- ・ 台帳と特定既存単独処理浄化槽のチェックシートのデータをリンクさせるとよい。(奥田委員)
 - ご指摘の通り、チェックシートに活用できる台帳項目を収集したい。(環境省)
- ・ 台帳の整備項目に係る周知事項について、保守点検の実施状況や清掃の実施状況の内容に、水質に関する情報とあるが、点検記録や清掃記録に含まれるはずだ。また、GIS 機能を搭載した「より正確な台帳システム」を「より多機能な台帳システム」とすべき。また、使用状況の内容に、廃止に加えて休止に係る情報を加えるべき。(国安委員)
 - 水質異常の情報は保守点検の実施状況や清掃の実施状況に含めることが分かるように表現を修正したい。用語の指摘は、表現を修正する。(環境省)

<協議会について>

- ・ 全国浄化槽推進市町村協議会は、現在各都道府県の協議会で研修会を実施しており、様々な協議会で、市町村設置型や PFI の導入に対する意欲的な意見をいただく。本検討会を通じて、対応できるとよい。(高橋委員)
- ・ 協議会内で情報の開示がなされるのは良いことだが、新規に関連産業に参入しようとする事業者を締め出すようなことのないよう、配慮すべき。(眞柄座長)

<浄化槽管理士に対する研修について>

- ・ 研修事項に係る周知事項として、複数の都道府県に登録している業者については、1 つの都道府県において受講が認められる場合は他の都道府県においても相互で認めるといった仕組みも必要ではないか。(蛭江委員)
 - その通りと思う。都道府県によっては既に条例案を作成するなどしているところもあるため、見通しを早急に伝えておくべき。登録している都道府県で受講できなかった場合に、隣接する都道府県での受講を認めるなど、地域性を考慮できる仕組みとしてほしい。(上田委員)
- ・ 事業者単位で浄化槽管理士の講習を受講していても実業務にあたる人間が講習内

容を把握していないようなことが起きないかを懸念している。人別の受講証明のようなものが必要ではないか。(上田委員)

➤ 住民目線からしても、自宅の保守点検を行う担当者の技術が確かなものであるか、証明するものを確認できるとよい。(奥田委員)

➤ 給水装置工事主任技術者は、写真入りの技術者証を発行し、5年ごとに更新する制度がある。(眞柄座長)

- ・ 改正経緯の項目に「条例によって浄化槽保守点検業者の登録制度を設けることができる」との記載があるが、全ての保健所設置市が条例を定めているのか。(河村委員)

➤ 条例を定めていない保健所設置市もある。(環境省)

- ・ 研修時間をどのように検討しているか。(河村委員)

➤ 省令・周知事項として定めるには細かい内容のため記載していないが、現在、適切な研修時間を教育センターにおいて検討中である。(環境省)

- ・ 研修で、保守点検業者が個人宅で作業をする上でのマナーも指導できるとよい。(奥田委員)

- ・ 研修の実施にあたり、民間企業との連携も重要だろう。同時に、地域の町内会や自治会、浄化槽分野の NGO や NPO の意見徴収や研修会への参加機会を与えてほしい。(眞柄座長)

(2) その他

- ・ 環境省よりまとめのコメントがあった。次回は 11 月 11 日 (月) 14 時より開催予定である。

以上

別添 参加者名簿

上田 勝朗	一般社団法人全国浄化槽団体連合会 会長
蛭江 美孝	国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター 主任 研究員
江利角 晃也	千葉県環境生活部水質保全課 課長
奥田 早希子	一般社団法人 Water'n 代表理事
河村 清史	元埼玉大学大学院理工学研究科 教授
国安 克彦	公益財団法人日本環境整備教育センター 理事
眞柄 泰基	公益財団法人給水工事技術振興財団 理事長
高橋 康浩	全国浄化槽推進市町村協議会（庵逄典章委員代理）